○厚生労働省令第五十四号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号）の施行に伴い、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第十一号イ中「第二条第一項に規定する小笠原群島」を「第四条第一項に規定する小笠原群島」に改める。

附　則

この省令は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第五十五号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）の施行に伴い、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の十四第二号ハ中「第二十六条第二項第二号ハ」を「第二十六条第二項」に改める。

第一条の十六第二号中「（租税特別措置法第二十九条第二項に規定する政令で定める者を含む。以下この条、第一条の二十及び第一条の二十三において同じ。）」を削る。

附　則

この省令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第四十号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一条第四項第二号、第十七条第八項、第九項及び第十項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三章、第四章及び第三十五条並びに奄美群島振興開発特別措置法第十八条第一項、第二項及び第四項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則

（法第十一条第四項第二号の国土交通省令で定める旅館業）

第一条　奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第十一条第四項第二号の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。

一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業、同条第三項に規定する旅館営業又は同条第四項に規定する簡易宿所営業であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの

二　旅館業法第二条第五項に規定する下宿営業

（非居住者の代理人）

第二条　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、奄美群島特例通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、奄美群島特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

（登録事項）

第三条　法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　資格を取得した外国語の種類

三　非居住者にあっては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（奄美群島特例通訳案内士登録簿の様式）

第四条　法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の奄美群島特例通訳案内士登録簿は、別記第一号様式による。

（登録の申請）

第五条　法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第二号様式による奄美群島特例通訳案内士登録申請書を、認定奄美群島市町村の長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　健康診断書

二　法第十七条第四項に規定する研修を修了したことを証する書類（以下「修了証明書」という。）の写し

三　履歴書

四　写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであって、台紙を付けないものをいう。第八条及び第九条第一項において同じ。）二葉

五　非居住者にあっては、その代理人に奄美群島特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3　認定奄美群島市町村の長は、法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十条の七第四項又は第六項の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者）

第六条　法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。

（奄美群島特例通訳案内士登録証の様式）

第七条　法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十二条の奄美群島特例通訳案内士登録証は、別記第三号様式による。

（登録事項の変更の届出）

第八条　奄美群島特例通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があったときは、別記第四号様式による登録事項変更届出書に登録証、当該変更が行われたことを証する書面及び写真二葉を添えて、認定奄美群島市町村の長に提出しなければならない。